

町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設整備工事

工事協定書

町田市（以下「甲」という。）と株式会社タクマ東京支社（以下「乙」という。）は、甲乙間の2016年12月22日付町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約（以下「本請負契約」という。）に基づく施設整備工事（以下「本工事」という。）を行うにあたり、本請負契約約款第88条に基づき、本工事に付帯する事項に関する協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本工事における安全対策、工事公害の防止、環境保全対策等について定め、近隣住民等の安全及び平穏な生活の確保を目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本工事の全ての引渡しが完了する日までとする。

（工事日）

第3条 本工事は、原則として日曜日及び国民の祝日に作業を行わない。また、次の各号に定める期間等に休業期間を設定する。

(1) 8月13日から同月15日まで

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項各号の日又は期間に本工事の作業を行う必要が生じたときは、甲乙協議のうえ作業の実施を決定し、甲が事前に近隣住民に対し通知する。

3 土曜日は、振動・騒音等に配慮して作業を行う。

（工事時間）

第4条 本工事の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

2 7時から8時まで及び17時から18時までの間については、台風又は地震等に対する緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業等特別な事情がある場合に限り作業時間とすることができる。ただし、この場合には、騒音・振動等を低減するよう十分配慮して作業を行う。

3 前項のほか、第1項の作業時間を変更する場合は、甲乙協議のうえ作業時間を決定し、甲が事前に近隣住民に対して通知する。

4 作業員の通勤車両の出入り並びに準備及び片付け作業は、作業時間の前後それぞれ1時間以内に行う。ただし、現場管理の人員の車両の出入りについてはこの限りでない。

(工事用車両等の運行)

第5条 乙は、工事用車両等の運行に関し、次の各号を遵守する。

- (1) 工事用車両等の工事現場への出入りについては、適切に警備員を配置する等により、常に安全を確保する。
- (2) 工事用車両等は、忠生 781 号線及び忠生 717 号線沿いのゲートから出入りする。
- (3) 工事用車両等の通行に際しては、一般の交通に支障を及ぼすことのないよう配慮する。また、万一、工事用車両等による事故が発生した場合、速やかに対処する。
- (4) 工事用車両等の運行については、関係官庁との打ち合わせ事項を遵守し、安全な運行に向けて万全な対策を講ずる。
- (5) 工事用車両等の工事現場構内走行速度は時速 20km 以下とする。
- (6) 工事用車両等の待機場所を定め、周辺道路での駐車は行わない。
- (7) 工事用車両等に、本工事名を記入したステッカーを掲示する。

(工事中の騒音、振動、塵埃対策)

第6条 乙は、騒音、振動及び塵埃を抑制する機種及び工法を採用し、その低減に努める。

- 2 乙は、工事現場に騒音計及び振動計を設置し、その数値を近隣住民が見やすい位置に表示するほか、その数値の作業時間中の連続記録を保管する。
- 3 乙は、騒音及び振動の数値等については、環境影響評価書の基準を遵守する。

(安全対策)

第7条 乙は、工事現場周囲に仮囲い又はシート・ネット等を適切に設置するほか、散水等を行い、落下物、飛来物、塵埃、塗料の飛散等による被害・災害を防止する。

- 2 乙は、工事現場に工事関係者以外の者が立ち入らないよう対策をする。

(電波障害)

第8条 本工事に起因して、近隣住民にテレビ電波障害が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その協議結果をもとに、乙が対策を講ずる。

(苦情処理等)

第9条 本工事において近隣住民から苦情があった場合は、甲乙協議のうえ、乙が適切に対処する。

- 2 本工事に起因して、近隣住民の健康及び財産に被害を及ぼした場合には、甲乙協議のうえ、その協議結果をもとに、乙が適切に対処する。

(廃棄物等環境保全対策)

第10条 乙は、環境保全対策として、次の各号を遵守する。

- (1) 本工事中に発生する建設廃棄物の抑制に努め、廃棄物として場外処分する場合には、適正に処理・処分する。
- (2) 工事用車両等に付着した泥等は、工事現場内で洗浄し取り除いた後に、道路を通行させる。

- (3) 道路上及び工事現場周辺に落としたごみ、資材の破片、土砂等を直ちに清掃する。
- (4) 仮設トイレ等の使用管理を厳重に行うほか、適宜清掃を行なって清潔を保ち、悪臭を発生させないようにする。

(排水対策)

第11条 本工事で発生する工事排水について、水替え排水は沈殿処理等を行った後、調整池を経由して河川に放流時には、都民の健康と安全を確保する環境条例(平成12年東京都条例第26号)を遵守する。その他の工事排水は、沈殿処理等により下水道放流基準(下水道法(昭和33年法律第79号)及び町田市下水道条例(平成6年町田市条例第26号)が定める基準に適合させた後、公共下水道に放流する。

2 本工事で発生する生活排水については、汲み取り又は公共下水道若しくは既存排水浄化センターへ放流する。

(火災防止対策)

第12条 乙は、工事現場における出火防止対策、危険物品等の管理、延焼拡大防止対策、消火用設備の設置、防災教育・訓練の徹底等により、防火対策を講ずる。

(工事管理)

第13条 乙は、現場代理人及び監理技術者を工事現場に常駐させ、安全、品質及び工程等の施工監理を行う。

2 乙は、週間作業計画を近隣住民が見やすい位置に掲示する。

(風紀)

第14条 乙は、本工事関係者の近隣住民に対する言動等に十分注意し、工事現場の規律を保持する。

2 乙は、作業員を本工事現場内の事務所、詰め所等に宿泊させない。

3 乙は、作業員喫煙所を設置し、喫煙による煙が近隣に漏れないように配慮する。

4 乙は、煙草の吸殻、飲み物の空き缶、ペットボトル、弁当容器等を作業員に各自持ち帰らせるか専用の入れ物を設置し、これらが道路等に投げ捨て、又は放置されないよう対策を講ずる。

5 乙は、既存施設のピットに廃棄物を投入しない。

(説明会等)

第15条 乙は甲が開催する工事説明会、現場見学会に協力する。

(公共施設の保全)

第16条 工事現場周辺の電気、ガス、上下水道、電話等の公共施設の保全については、乙が本件工事の着手前にそれぞれの公共施設の管理責任者の協力を得て十分な調査を行い、万全な対策を講ずる。

(補則)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

以上、本協定の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2017年 6月 日

(甲) 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市市長 石坂 丈一

(乙) 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
株式会社タクマ東京支社
専務執行役員支社長 沼田 謙悟